

## 会 議 要 旨

会議名	平成27年度館山市青少年問題協議会
開催日	平成28年2月14日(日) 午後3時から
開催場所	館山市コミュニティセンター 2階 第2学習室
出席者	会長(市長)、委員16名、事務局3名
公開・非公開の別	公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	0名
会議概要・結果等	<p><b>議事1. 副会長の選出について</b></p> <p>●事務局推薦により、平野明文委員(スポーツ少年団本部長)に決定。</p> <p><b>議事2. 平成27年度館山市青少年健全育成関連事業の報告について</b></p> <p>●平成27年度に館山市教育委員会が実施した青少年育成関連事業について、事務局より内容説明を行った。</p> <p>当案件について、「こども将棋道場」も良い取り組みだと思われるが、囲碁についても同様の取り組みができないか」という質問があがった。</p> <p>この問いについて、事務局は「以前は子どもを対象として“囲碁将棋道場”という事業を実施していたが、囲碁をやる子どもたちが減少してきたため、現在の“こども将棋道場”に落ち着いた。囲碁の道具は中央公民館に揃っているので活用は可能である。」と回答した。</p> <p>また、委員による当会議資料の補足説明があり、当会議資料は教育委員会による青少年健全育成事業のみが記載されているが、市長部局である健康課が実施している、中学生と乳幼児のふれあいを通じた子育て体験事業“思春期ふれあい体験学習(パパママ体験)”についてふれられた。この体験学習事業は、子育ての苦労や面白さを通して青少年の健全育成を行えるために非常に良い取り組みであり、可能であれば、小学生と乳幼児との交流についても実施してみてもは如何かという意見があがった。</p> <p><b>議事3. 青少年健全育成施策に関する意見交換</b></p> <p>●意見交換の大きなテーマとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①スマートフォン等のインターネットトラブル</li> <li>②スポーツを介した青少年健全育成</li> <li>③自転車のルール・マナー</li> <li>④各家庭における子育ての意識の格差</li> <li>⑤その他</li> </ol> <p>について、各委員が意見を出し合い、議論を行った。各テーマで挙げられた意見等は以下のとおり。</p> <p>《スマートフォン等のインターネットトラブル》</p> <p>・インターネットを介したLINEなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)がスマートフォンと共に青少年に普及したことにより、様々なトラブルに巻き込まれる青少年が年々増加している。具体</p>

的には、メール依存症名などで学力低下や健康阻害など青少年の身体に直接的に影響を及ぼす問題のほか、小中学生を含む青少年がスマートフォンを介してインターネット上で家族等が認知していない人間関係を構築した結果、出会い系サイトで知り合った不適切な大人との交流により、家出や失踪、児童ポルノ被害に繋がったりするケースがあり、その被害者の年齢も若年化の傾向が見られる。

- ・青少年に対するスマートフォンの使用並びに所有ルールについては、買い与えるのではなく、貸し与えるなどの対策や21時以降は自室への持ち込みを禁止するなどの方法が有効であり、大人である保護者が意欲的に問題解決を行わなければならない。
- ・最近の携帯ゲームの中にはインターネット回線を利用するものもあり、そのようなものの中には、子どもたちが写真の投稿やメッセージのやりとりを行える掲示板（スレッド）の様なコミュニティが構成されている。この様に、大人が掌握・認識していない危険性が子どもの世界には潜んでいる。
- ・小学生と中学生の子どもの母親だが、スマートフォンの利用方法について具体的にどの様に注意すればよいのか、注意しても効果はあるのかなど、色々と悩むことが多い。
- ・館山市教育委員会や各小中学校としても、青少年のインターネットトラブル等については重く受け止めており、都度、説明会を行ったり、教職員間でも対策を講じたりしている。また、保護者向けの説明会も実施しているが、保護者の参加者が少なく、保護者が参加しない家庭が心配である。

#### 《スポーツを介した青少年健全育成》

- ・剣道や柔道などの武道やサッカーや卓球などのスポーツでは、言葉ではなく姿勢で礼節を学ぶことができるため、青少年の健全育成に非常に効果的である。
- ・スポーツによる青少年の健全育成を推進させるためにも、旧安房南高等学校の体育館やグラウンドなどを一般に開放して欲しい。また、既存施設を有効活用することにより、青少年による活用だけではなく、外部からのスポーツ合宿等の受け入れもできるため、一考して頂きたい。
- ・館山市立第二中学校の体育館は、市営市民体育館として市民等に開放しているが、中学校の部活動との兼合いにより利用しにくくなっている。また、県営の館山市運動公園体育館についても予約方法や施設利用について不便を感じることもあるため、改善策等を考案して欲しい。
- ・上記質問に対し、市や県では施設の利用方法については、利用者の立場で問題を認識し、改善を講じている。館山運動公園については、毎年1月に施設利用調整会議を行っているため、是非活用して頂きたい。

旧安房南高等学校については、電気代等の費用負担面の諸問題もあるため、それらの解決方法を探りながら検討していきたい。

- ・毎年1月に安房高等学校で柔道の寒稽古を開催しており、小中学生の児童生徒や保護者も参加しているため、保護者を交えての青少年健全育成に貢献している取組みだと思われる。指導者にとっても、非常にやりがいがある。

#### 《自転車ルール・マナー》

- ・児童生徒に対する自転車のルール・マナーについて、各学校ではどのように指導等を行っているのか。スポーツ大会の会場や練習場所に自転車でくる児童生徒について、ヘルメットの着用を義務付けることはできないか。また、中学生による自転車の無灯火も目立つ。  
法律改正により、自転車のルールがより一層厳しくなっているため、館山市の青少年が被害者や加害者になることがないように皆で対策を講じていきたい。
- ・上記質問に対し、学校ではグラウンドを活用して自転車指導を実施しており、ヘルメットの着用やライト点灯についても周知・遵守を徹底している。

#### 《各家庭における子育ての意識の格差》

- ・インターネットトラブルや自転車マナーなど、各学校等では保護者に対して説明会を実施しているが、保護者の参加率が低く、総じて、子育てそのものについても家庭間で意識の格差が垣間見られる。子育てに関心がある家庭については、子どもの健全育成について関心が高く、保護者としての責任や役割を認識しているので心配はないが、各種説明会等に参加していない家庭の保護者こそが真に心配である。これらの家庭について、どの様に働きかけ、また、どの様にケアを行えば良いかなど課題が多いと思われる。
- ・近年では、子どもの貧困が問題になっているが、実際に貧困家庭の子どもたちに対してどの様にケアができるか、そして、その保護者についてはどの様にフォローすべきなのか、色々と悩ましいことが多い。
- ・保護観察を受けた青少年についても、問題の根底にあるのは家庭環境に起因する問題であることが多く、青少年の犯罪と家庭の在り方とは深く関係している。家庭環境を整えることが、青少年の犯罪を未然に防ぐことに繋がると思われ、そのためにも保護者に対する指導やフォローが必要。

#### 《その他》

- ・子ども人権委員会では、委員が交代制で毎日、県の法務局で子ども電話相談を行っており、内訳としてはいじめについての相談割合が多い。また、いじめに関する相談内容の一例として、学校が行ういじめ調査アンケートについて、回答内容が誘導的であったり、回収時に他の児童生徒

に見られてしまうのではという不安を感じたりと、アンケートを行う児童生徒への配慮やストレスケアについても対策が必要だと感じられた。

- ・この時期になると高等学校の3年生が登校しなくなるせいか、西岬地区ではバイクによる青少年の暴走行為が目立つので心配である。
- ・館山警察署と館山市では、3月21日に南総文化ホールにて親子を対象とした「安全安心フェスタ」を開催するので、委員方々には各所属先等で周知を行って欲しい。

以上